

# 平成28年度 国民健康保険税

平成28年度の国民健康保険税(国保税)を、表1のとおり改定しました。

## ◆主な改定内容

後期高齢者支援金分については、均等割を引き上げ、介護給付金分については、所得割、平等割を引き下げました。

地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額を引き上げました。

## ◆あなたの健康を支える国保

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんが病気やけがで医療機関などにかかっても、一定の負担で安心して治療を受けられるように、町が保険者となり、費用を公平に負担しながら運営している医療保険制度です。

## ◆国保税は大切な財源です

国保税は、国保を運営するため、その年度に見込まれる総医療費などから、国や県などの負担分(補

■表1. 平成28年度国民健康保険税税率

区分	医療分			
	所得割	均等割	平等割	限度額
平成27年度	6.90%	20,900円	22,400円	52万円
平成28年度	6.90%	20,900円	22,400円	54万円
比較	0.00%	0円	0円	2万円

区分	後期高齢者支援金分			
	所得割	均等割	平等割	限度額
平成27年度	2.30%	7,000円	6,800円	17万円
平成28年度	2.30%	8,000円	6,800円	19万円
比較	0.00%	1,000円	0円	2万円

区分	介護分			
	所得割	均等割	平等割	限度額
平成27年度	2.10%	8,900円	6,400円	16万円
平成28年度	2.00%	8,900円	5,500円	16万円
比較	△0.10%	0円	△900円	0万円

助金など)を差し引いた残りの費用を、各世帯単位で負担していただくことになっています。

加入者の皆さんから負担していただく国保税が重要な財源となっていますので、忘れずに納付しましょう。

なお納税通知書は7月中旬に世帯主の方へ送付しますので、各期の納期限(表2)内に納付をお願いします。

■表2. 平成28年度国民健康保険税納期一覧

期別	納期限
1期	8月1日(月)
2期	8月31日(水)
3期	9月30日(金)
4期	10月31日(月)
5期	11月30日(水)
6期	12月26日(月)
7期	平成29年1月31日(火)
8期	2月28日(火)

### 《表1の見方》

- ▷医療分…加入するすべての世帯に課税されます。
- ▷後期高齢者支援金分…加入するすべての世帯に課税されます。
- ▷介護分…40歳から64歳までの被保険者がいる世帯に課税されます。
- ▷所得割…前年度の総所得に応じた割合で算出される額です。
- ▷均等割…世帯の加入者の人数に応じて算出される額です。
- ▷平等割…加入するすべての世帯に同額で割り当てられる額です。